

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第一分冊

宮川久美
MIYAGAWA Hisami

キーワード 正倉院文書 月借錢解

目次

はじめに	1
凡例	1
月借錢解について	2
月借錢解の国語的意味	5
参考文献	6
本文編（第一分冊では1～10のみ）	8
補注（第一分冊では1～3のみ）	29
月借錢解総目録（第一分冊には紙数の制限により掲載せず。第一分冊に掲載予定）	
はじめに	
訳文	

本書は、正倉院文書の中の月借錢解について、訓読と注釈を試みたものである。東大寺正倉院には、正倉院文書と呼ばれる奈良時代の文書群が納められている。この「正倉院文書」は、転写を経ない千三百年前の生の資料であるという点で非常に価値が高い。すでにその価値に着目して様々な研究がなされ、建築・美術・工芸・服飾・食物・産業・経済など多方面にわたる数多くの成果が上げられている。しかし、国語学の分野の研究はいまだ緒についたばかりと言つてよいのではないかといだろうか。正倉院文書を一言一句訓読することは奈良時代の言葉の研究にとって大きな意味を持つと考えられ、ひいては逆に様々な分野の研究に資することもできるのではないかと期待される。

凡例

- ・本書の構成は、原本の写真および東京大学史料編纂所編『大日本古文書（編年）』（本文中では『大日古』と略称）の訳文と訓読文を对照させ、必要なところに注釈を付した。注釈に収めきれない事柄、別に論すべき事柄は補注とした。

〈資料〉

写真

- ・正集・統修・統修後集に所属するものは、宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を用いた。
- ・統修に所属するものは、宮内庁正倉院事務所所蔵のマイクロフィルムの紙焼きを用いた。

『大日本古文書（編年）』の訳文を原文の体裁のまま転載した。

翻刻の誤りについては、注にそれを示した。

〈訓読文〉

- ・できる限り奈良時代の日本語で訓読を試みた。必要なところはルビを付した。
- ・文書名は原則として『大日本古文書（編年）』に依った。『大日本古文書（編年）』に依らない場合は注にそれを示した。字体については、写真を参照して改めた場合があるが、いちいち断らない。
- ・人名については『日本古代人名辞典』の排列を参考にして読みを付した。『日本古代人名辞典』の排列と矛盾しても、同名異表記等により読みが確定できる場合はそれに依った。
- ・原文に漢字で表記された助詞・助動詞・接尾辞は平仮名にせず、原文の漢字を採用した。
- ・漢字の字体は原則として通行の字体とする。特に注記すべき時は適宜注記した。写真版参照。
- ・写真で判読不能の文字については、『大日本古文書（編年）』の釈文を採用する。
- ・割り注は「」に入れて示した。
- ・原文には無い文字（欠損も含む）で文脈から補って理解できるものは「」で示した。
- ・原文に付された合点は、訓読文には示さないので、適宜写真を参照されたい。
- ・月借錢解は、まず、第一段階として借金の申し込みが役所に提出される。これは右から左に書かれる。第二段階として、判許・財源の記録等、貸し出す際の記録が余白に記入される。書かれる位置は第一段階の筆録の終わった次の行に来ることが多い。第一段階の筆録

者とは異なるので、日付の順に別筆1、別筆2のように示す。さらにその金錢が返済されたときにもその旨記録される。返済記録は貸し出し記録の後ろに記入されることもあるが、借りた人の氏名の下に記入されたり、余白のどこにでも記入されたりする。そのため、紙面の右の方すなわち第一段階の筆録の空いたところや時にはその上から重ねて書かれることもある。これも紙面での位置に拘わらず、日付の順に返済記録1、返済記録2のように示すこととする。

〈表題〉

- ・『大日本古文書（編年）』の収録順に月借錢解に番号を付した。一番から百七番までが月借錢解である。二百番台に、月借錢解ではないが、出舉錢解や借貸錢解等、借金に関する文書をおさめた。三百番台に、借金の証文ではないが、月借錢と関わりのある文書をおさめた。番号の下に『大日本古文書（編年）』の文書名とその巻、頁を「當麻鷹養月借錢解 六ノ二七二一~二七三」のように示した。その下に正倉院文書の所属について、続修の二十一巻の第一紙を続修二十一一のよう示した。

月借錢解について

正倉院中倉に納められた写経所文書の中に、宝亀三年から宝亀六年までの間に造東大寺司の写経所（時期によってその呼び名は変わるが、このころは、「奉写一切經所」と呼ばれていた。）に提出された「百通余りの月借錢解が残っている。月借錢とは、原則として一ヶ月を限つて金利を定めて借金するものである。「解」は上級官司に対して提出する書類のことと、この場合は個人が役所に提出する書類のことである。

月借錢解は写経所に提出された後、事務責任者である上馬養によつて「員に依りて行へ」と判許をうけ、申し出の金額が貸し付けられた（減額されて貸し付けられることもあつた）。その際に貸付金の財源の区別などが書き込まれることもあつた。たとえば、「出舉之内」「司」というのは、写経所が出舉のために保有している錢であろう。「布直之内」というのは写経所の予算の内、布を購入すべき錢を月借錢による運用に回しているのであろう。このほか、葛井主典や、上馬養など、個人の金が融通された形跡もあるようである。これについても、歴史の方面の研究が詳しく述べられている（参考文献参照）。貸し付けが行わると、提出された月借錢解は貼り継がれて貸し付け帳簿として保管される。上馬養の継ぎ目裏書きの「養」が残っているものもある。利息や元本の返済があると、月借錢解の空いたスペースに日付と借入期間、それに対する利息の金額、元本等が記入される。返済金を戻すべき財源の区別などが記入されることもある。完済すれば、反故となる。反故となつた帳簿は、その背面が二次利用される。貼り継がれたまま、あるいは適当に切つて再び貼り継がれ、新たな帳簿となる。宝龜年間の月借錢解は宝龜三年八月から宝龜七年六月までの奉写一切経所食口案（写経所で働く人々への食物支給の記録）に多くその紙背を利用されている。その表裏関係については、西洋子氏の「食口案の復原（1）—正倉院文書断簡配列復原資料I」（『正倉院文書研究4』所収）「食口案の復原（2）—正倉院文書断簡配列復原研究資料II』（『正倉院文書研究5』所収）に詳しい。

錢を借りるのは写経所で働いていた写経生がほとんどである。写経生は、必要に応じて召集されて、その所属する本務の各役所から写経所に出向してきて、そこで寝泊まりしながら写経に従事していた。官

表1

債務者	身分・所属等	質	償人	9															
				72	69	68	67	60	55	48	27	18	茨田千足	白髮部節磨	秦廣津	日下部名吉	大生子敷	丈部長岡	僧行芬
針間父万呂	玉作廣長 客乙麻呂	秦國依	坂合部秋人	唐廣成	物部首乙麻呂	僧	仕丁（写経所）	木工（造石山院所）	不明	木工（造石山院所）	造物所舍人	夏衣	夏衣服	冬衣服と 各板屋二字	なし	六人等死生同心	漢部佐美万呂（経師）	（経師）	
木工（造東大寺司）	不明（写経所の官人か）	不明	仕丁（写経所）	塗工（造東大寺司造瓦所） （経師 辛広浜の弟）	瓦工（造東大寺司造瓦所）	僧	仕丁（写経所） 不明（仕丁か）	木工（造石山院所）	不明	木工（造石山院所）	造物所舍人	夏衣	夏衣服	冬衣服と 各板屋二字	なし	三人同心	漢部佐美万呂（経師）	（経師）	
板屋一間	婢	大刀身三隻	板屋一間	冬衣服	板屋一間	国養	なし	夏衣	夏衣服	夏衣服	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	有此中一人闕留人等同心	なし	三人同心	漢部佐美万呂（経師）	（経師）
狛子公	なし	金月足（経師）	布師千尋（写経所官人）か	（造東大寺司）	三嶋船長	布師千尋（写経所官人）か	有此中一人闕留人等同心	夏衣	夏衣服	夏衣服	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	漢部佐美万呂（経師）	有此中一人闕留人等同心	なし	三人同心	漢部佐美万呂（経師）	（経師）

人として本務の役所から給料は支給されており、衣食も写経所から支給される。そのほかに、写経した分について出来高払い、布が支給される。その将来受け取る予定の布を月借錢の担保とすることが多い。「家一区」すなわち土地建物一区画や口分田を担保とすることもある。写経生以外に木工、瓦工、漆工、仕丁などの例もある。写経生でないものは布を支給されることないので、季禄である夏冬の衣服や、板屋、仕丁ならば国養などを担保とした。大刀身三隻などというものもある。表1に、写経生以外で月借錢を借りた人々の身分・所属等と質物、借入をまとめてみた。ちなみに、借入人は、債務者が逃亡・死亡等により支払い不能となつた場合に、支払い保証をするものである。それに対して、保人は、債務者が逃亡した場合に代わって債務を負うものである（如負債者逃避。保人代償）（雜令19）。²⁰⁷の丸子人主が商錢を請けた時、漆部造枚人がその保人となつた例があるが、月借錢解に現れるのは、借入人である。

この表によれば、所属の明らかな者はすべて、造東大寺司またはその下部組織で働いていた人々である。所属不明の者もあるが、連名の中の少なくとも一人は造東大寺司またはその下部組織で働いていた人である。68の一人で借りた秦國依の所属はわからないが、経師の金月足が借入となつてゐる。このことから、宝龜年間の月借錢の貸付対象は写経生と造東大寺司関係者であることがわかる。69の玉作廣長と客乙麻呂を除き、いずれも借入を立てるか、もしくは、「六人等死生同心」「三人同心」「有此中一人闕留人等同心」のように互いに連帶保証をしている。69の場合は二人で借りているが、連帶保証をうたわず、借入人も立てていなければ例外的である。

利息は一ヶ月単位で決められていて、宝龜二年では月利13パーセン

ト、宝龜五年には月利15パーセントとなつていて。年利にすると156パーセントから180パーセントにもなる。令の規定（雜令19）には「凡公私以財物出舉者。任依私契。官不為理。每六十日取利。不得過八分之一。雖過四百八十日。不得過一倍。」とあり、これによれば、財物出舉は六十日すなわち、二か月で12.5パーセントの利息を取ること。四百八十日すなわち、十六か月を過ぎても100パーセントを超えてはならないことになつてゐる。これと比して月借錢は二倍以上の高利で、原則一ヶ月の短期融資である。

写経生らはなぜ、月借錢を借りなければならなかつたのか。これについてもすでに歴史の方面での詳しい研究がある。中村順昭「奉写一切経所の月借錢解について」（「日本歴史」通号526号一九九二年三月）は、従前の研究を踏まえた詳しい考察をしている。これによれば、布施（写経した枚数に応じて支払われる手当）を受けた時が、返済時期となつてゐることが明らかで、²⁰⁷の丸子人主のように商売の元手となり、また、92・93の上馬養のようく運用益を出すために借りたらしい例もあるが、これらはごく少数で、大多数は給料の前借り的意味のものであつたと言われている。また、支給された布を市場に持つていつて錢に換える手間を考えれば、多少換算率は悪くとも、布を錢に交換する役割も果たしていたとされている。あるいは、物価の高騰、写経の布施の切り下げ等により、写経生らの暮らしが厳しくなつたため、借りては返す、自転車操業のような暮らしをせざるを得なかつたためとも言われている。また、別の觀点から言えば、継続的に仕事を続けなければならぬため、写経所の人材確保の意味もあつたとも考えられている。

本稿には採録しなかつたが、正倉院文書の他、木簡にもたとえば次

のような、月借銭解らしいものがいくつかある。これによれば、造東大寺司写経所以外の官司でも月借銭が行われていた事がうかがえる。

申請月借銭事　〔依録状謹解カ〕〔証カ〕人大〔伴宿カ〕

木簡学会『木簡研究』2―63頁―(4)

借請錢十二↓・○四月廿□↓

木簡学会『木簡研究』4―93頁―15(1)

刑部□〔多カ〕麻呂解○請月借

宮町木簡概報2―4頁―(28) (木簡学会『木簡研究』22―

110頁―2(14)

三百番台 (201―207) に月借銭解ではない、借錢に関する文書を収録した。

201 202 203 は天平勝宝二年の出挙銭解である。月借銭が月単位の短期貸付であるのに対して、出挙銭は八か月半倍の長期貸付を原則としている。貸付対象も他に名が見えず、造東大寺司やその下部組織で働いていた人ではなさそうである。役所の外の人々であろう。貸付主体は造東大寺司らしいと推定する研究者もいる（鬼頭清明『日本古代都市論序説』212頁）がよくわからない。204 は天平勝宝二年の「借貸銭」を請う解である。「借貸銭」には国司借貸と百姓対象の借貸があるが、ここはそのいずれでもなさそうである。201 202 203 204 の裏はいずれも「造石山寺写経所食物用帳」（天平宝字六年八月）である。205 206 は天平宝字二年の借錢解であるが貸付対象の上道真淨・真養、いずれも名が見えるのはこのみで、写経生や造東大寺司の下部組織で働いていた人ではなさそうである。それぞれ、「恩免了」「恩免」と別筆で書き込まれ、どちらも返済しなくてよくなつたらしい。205 の裏は造石山寺所雜

材并檜皮及和炭用帳（天平宝字六年五月二日～六月六日）、206 の裏は同（天平宝字六年七月八日～十月一日）である。207 は天平宝字五年の丸子人主の「商錢」を請う解である。丸子人主は経師であり、絵師である。貸付主体は造東大寺司であろう。「商錢」は商いの元手とする钱のことで、『日本靈異記』（中巻第二十四縁）にも、樅磐嶋という男が大安寺の修多羅分の錢（経を読んだり、論議したりする研究組織の為の金）を商錢として三十貫借り、その功徳により、閻羅王の使の鬼の追い召す難を逃れたという話がある。寺からお金借りて利子を付けて返すのは寺の財政に貢献することになり、仏縁につながることになるのである。裏は、造石山寺所造寺料錢用帳（天平宝字六年五月）である。

造東大寺司の主典であった安都雄足は、写経所の別当と造石山寺所別当とを兼任していた。雄足または雄足配下の有能な事務官であった上馬養や下道主によって奈良の反故が造石山寺所に持参され、その裏が帳簿として用いられたと考えられており、201～207 の文書も奈良で反故となつたものが石山に持参され、裏が天平宝字六年に造石山寺所の帳簿として使用された後、写経所文書として残つたものであると指摘されている（吉田孝『律令国家と古代の社会』302頁340頁341頁）。雄足が奈良から石山に持参した多くの反故の中には、雄足個人宛の手紙や報告書も含まれているが、201～206 の借金証文については、雄足個人宛のものであったかどうか、借錢の貸付主体が雄足個人であったのか、造東大寺司等の役所であったのかは不明である。

月借銭解の国語的意味

月借錢解は、ほぼ一定の書式に従って作成される。すなわち、次のようにある。このうち、④と⑧は必須ではない。

①事書き
②借入希望金額の提示 割注〈利息の取り決め・質物の提示〉

③返済期限(借入期間)の提示

④連帯保証の表明、返済履行の決意表明等

⑤書き止め文言

⑥日付

⑦署名

⑧償人の署名

このように一定のパターンがあるため、そのパターンの中のバリエーションに注目することにより、奈良時代の語義・語法を帰納することができる。同じ人物の複数の文書がある場合もあり、語義・語法の帰納がより容易になるとともに、個人の表現の特色を見る 것도できる。また、漢文で表現することが志向されてはいるが、口にする日本語にひかれた表現も見られ、これによって奈良時代の日本語の口ぶりを知ることも可能である。また、原本の写真を観察することにより、奈良時代に使用された字の形、異体字なども知りうる。同名異表記により、名前の読み方も推定できる。

月借錢解はすでに歴史家によって詳細に研究され、それによって奈良時代の経済や写経所の財政等が明らかにされてきた。しかし、一言一句訓読するという試みは、以上のような理由から、奈良時代の日本語の研究にとって大きな意味を持つと考えられる。このことはまた、かえって歴史の分野にも資することができるのではないかと思われる。たとえば、補注2に示したように、標記の錢を誰が借りたか明記する

のに、「受」「請」「給」の下に氏名を記す表現がある。「専受」「専請」「専給」「専」の下に氏名を記すのは、その人が一人で借りたことを示す。「相受」の下に氏名を記すのは、日付の下に記された人とともに、連帯して借りた人を示す。このことから帰納すると²⁰²の

「高屋連兄勝

相妻笑原木女」

の場合、借りたのは高屋連兄勝一人ではなく、「相」の下に記された、妻であるところの笑原木女との連帯債務であることがわかるといふ次第である。

【参考文献】

相田二郎「金錢の融通から見た奈良朝の經師等の生活（上）」（『歴史地理』第41巻第2号、一九三三年二月）「金錢の融通から見た奈良朝の經師等の生活（下）」（『歴史地理』第41巻第3号、一九三三年三月）

伊東弥之助「奈良時代の商業及び商人について」（『三田学会雑誌』41-5 一九四八年）

山田英雄「写経所の布施について」（『日本歴史』第20号、一九六五年）

岸 俊男『日本古代政治史研究』（壇書房、一九六六年）

鬼頭清明「八、九世紀における出舉錢の存在形態」（『日本古代都市論序説』一九七七年、法政大学出版会）。初出は「八、九世紀における出舉錢の存在形態」（『歴史評論』一二二、一九六八年）

弓野瑞子「八世紀末の造東大寺司の財政機構についての一考察」（『民衆史研究』十、一九七二年）

坪井清足監修『よみがえる平城京一天平の生活白書』64～67頁、日本放送出

版協会、一九八〇年
吉田 孝「律令時代の交易」（『律令国家と古代の社会』一九八三年、岩波書店）。初出は「律令時代の交易」（『日本経済史大系』1 古代、一九六五年、東京大学出版会）

堀原永遠男「都のくらし」（直木孝次郎編『古代を考える・奈良』、一九八五年、吉川弘文館）

小口雅史「安都雄足の私田經營—八世紀における農業經營の一形態」（『史学雑誌』96-6、一九八七年）

堀原永遠男「平城京住民の生活誌」（岸俊男編『都城の生態』日本の古代9、一九八七年、中央公論社）

坂本太郎・平野邦夫監修『日本古代氏族人名辞典』（一九九〇年、吉川弘文館）
中村順昭「奉写一切経所の月借錢解について」（『日本歴史』通号526号 一九九二年三月）

関根 淳「藤原仲麻呂と安都雄足」（『続日本紀研究』304号、一九九六年）

丸山裕美子『天平の光と影 正倉院文書が語る古代の日本』（NHK文化セミナー）

堀原永遠男『奈良時代写経史研究』（壇書房、二〇〇三年）

堀原永遠男「平城京の落日」（『平城京の落日』古代の人物3、二〇〇五年、清文堂）

山下有美「安都雄足」（『平城京の落日』古代の人物3、二〇〇五年、清文堂）

吉川敏子「借金証文」（平川南・沖森卓也・堀原永遠男・山中章 編『文字と古代日本3 流通と文字』二〇〇五年、吉川弘文館）

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、

桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て
成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。
(二〇〇九年二月九日)

當麻鷹養月借錢解 六ノ二七二一—二七三 続修二十一一一

訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて參佰文（利は別月に卅九文。質物は布二端。）

右件の錢は二箇月之内を限りて本利共に備へて將に進上せむ。

若し期限過ぎなば、料を給はらむ時に質物を成し賣りて、數の如く進納せむ。仍りて事の状を録して謹みて解す。

寶龜三年二月十四日

給當麻鷹養

償若倭部益國

〔自署〕
「敢男足」

〔別筆・朱〕
「員に依りて行へ 司 上馬養」

〔返済記録1・朱〕
「三月廿四日に卅九文を納む。〈利〉」

〔返済記録2・朱〕
「四月廿四日に利卅九文を納む。」

〔返済記録3・朱〕
「六月十三日に三百六十五文を納む。〈三百文は本。六十五文は五十日

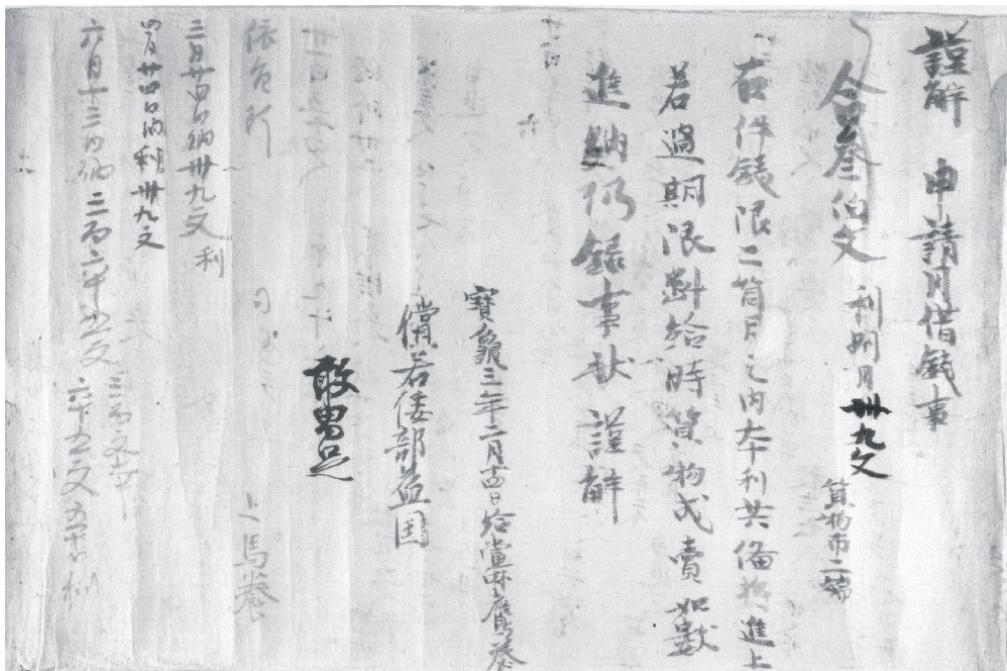
日の利。〉」

注釈

謹解 中請月借錢事 解と申の間に一字分の空間があり、また、書き止め文言が「謹解」となつていて、始めと終わりを「謹解」にする

のが定型だという認識があつたものと思われるので、「謹みて解す」でいったん切つて、「月借錢を請ふ事を申す」と訓む。「謹みて解し申す。月借錢を請ふ事」とは訓まないこととする。

參佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』(思文閣出版 一〇〇五年)「文字の形と語の識別」「参」の



謹解 申請月借錢事

合參伯文 利別月廿九文

質物布二端

右件錢限二箇月之内、奉利共脩、將進上、若過期限、料給時質物成賣、如數進納、仍錄事狀謹解、

寶龜三年二月十四日給當麻鷺養

償着倭部益國

敢男足

* 18は「百文錢別月十五文」で、「百文錢に別月に十五文」と読んだ。10は「一月別百文各十三文」で、「一月に百文別に各おのの三文」と読み、「月別」の数には入れなかった。

質物布 写経に対する報酬は出来高により、布または錢で支払われる。

その将来支払われるべき布を質にして借金をするということ。

依貞行 司 上馬養

三月廿四日納廿九文利

六月廿四日納廿九文利

六月十三日納三百六十五文六百文本
六十五文文
五十日利

右件 二字で「みぎ」と読む。(松尾良樹『獻物帳』試読)『古代文化』第51巻第8号による。)

限二箇月之内 二ヶ月以内を期限として、の意。限は期限とするの意。

「箇」の字体は「筒」に作る。写真参照。

將進上 「將」を「まさにせむとす」と再読するようになるのは平安時代になってからと言われている(小林芳規『漢文訓読史上の一問題』再読字の成立についてー『国語学』16、一九五四年三月)が、「將」の字があることを訓読文に明示するため、「まさに進上せむ」と訓読することとした。

若過期限 もし期限が過ぎたら、の意。月借錢解中、「若過期限」(1)、「若過期日」(16)、「若過期月」(13 49 83 207)、「若期過」(14)、「若期日過者」(2 23 52 303)、「若期月過者」(20)などがある。

料給時 「料」は写経などに対する報酬の布または錢。「料を給はら

二つの字形」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

別月 「別月」は月ごとに、一月につき、の意。正格の漢文の語順は「月別」である。月借錢解中、「別月」が10例(3 18 22 28 34 37 46 61 75)、「月別」が9例ある(13 14 30 41 43 58 60 74 83)。4の注釈「毎月」および補注参照。

む時に」と読む。「給料時」となるのが正格の語順だが月借錢解ではほとんどがこの語順。⁴⁴の注釈および補注参照。

質物成賣 質物を売つて金に變えての意。語順は「成賣質物」が正格。月借錢解中、「質物成賣」(1 49 52) 「沽成質物」(2) 「質物成沽」(23) 「質家成沽」(14) 「質物沽成」(69) 「質進布矣、賣成」(25) という表現がある。

本利共備 元本も利息も共に備えて。正格の漢文の語順は「共備本利」(46)。他に「本利具備」(74 86)、「本利備」(37)、「本利共」(1 24 48 62 65 75 94 98 106) 「本利俱」(22)、「本利儲備」(7)、「本利並」(28 52 102)、「並本利」(5)、「本利并」(2 3 8 10 14 15 18 21 23 29 32 34 41 59 60 61 81 91 96 103 206)、「并本利」(30) 「本利加」(67 97)、「加本利」(22 25 49 95)、「并加本利」(49)、「本利并成」(8)がある。

給たまはる 標記の錢を受け取つたの意。補注参照。

當麻鷹養 校生。名を宅養にも作る。73で三百文借りている。宝亀三年に見える。

償 債人。債務者が逃亡・死亡等により支払い不能となつた場合に支払い保証をする。ここでは、若倭部益国と敢男足の二人が債務者となつてゐる。「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わつて支払い保証をする(雜令 19)。

若倭部益國 1 3 74に見える。経師。校生。疏生。舍人。若山戸部、若和部にもつくる。3で秦度守の債務者となり、74で六百文借りている。天平二十年(宝亀五年)に見える。国の字体はくにがまえに王。写真参考照。

敢男足 経師。小足にもつくる。7で巧清成の證人になつてゐる。宝亀元年(宝亀五年)に見える。

依員行 申し出の金額通りに貸し出せという意味。「員」は數。
司 貸し出す金の財源を司の予算からまかなくという意味。この「司」
は「奉写一切經司」をさすといわれている。3の注釈「一切」参照。
上馬養 校生・東大寺写経所領・案主・主典。馬甘にもつくる。天平
十九年～宝亀六年に見える。宝亀年間の月借錢解はほとんど馬養が判
許している。9293に月借錢解が残っている。

丈部濱足月借錢解 六ノ二七三一ニ二七四 続修二十一一一

訓読文

丈部濱足解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢壹貫文（利者月別に百三十文を加ふ。） 質物は家壹區へ
地十六分之半、板屋三間、右京三條三坊に在り。又口分田三町（葛下
郡）へ
右限二箇月本利并せて將に進納せむ。若し期日過ぎなば質
物を汚り成して一倍にして將に進上せむ。仍りて事の状を錄して解
す。

寶龜三年二月廿四日 専受 濱足

注釈

丈部濱足（はせべのはまたい） 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解
では29 34 42 52 62 66 75 91 101 104 106に見える。

錢壹貫文 「壹貫文」を朱で消して右側に朱で「伍伯文」と訂正。貸
し付ける側で五百文に減額したのだろう。「伯」の字体は一画少ない
字体「伯」。写真参照。

家壹區 家とその敷地一区画。

十六分之半 一坪の十六分の一の半分の意。

条（東西の大路）と坊（南北の大路）の大路に囲まれた一坊を十六
等分したものが一坪、一坪をさらに十六等分して平城京の下級官人の
宅地の標準的な面積の基準とした。宝龜年間の月借錢解中、質とされ
た宅地の面積は、十六分之一（45）、十六分之四一（14）、十六分之一四
分之一（15）、卅二分之一（22）とある。十六分之四一および十六分
之一四分之一は十六分の一のさらに四分の一すなわち六十四分の一坪
のことである。丈部濱足は52でも家一区を質にしている。

丈部濱足解 申請月借錢事

合錢

壹貫

文

利者加月

又

口

京

在

右

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

間

地

十

六

今

之

半

板

屋

二

秦度守月借錢解 六ノ二七四一二七五 続修二十一ー三

訓読文

秦度守解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰文（利は別月に卅四文）質は布一匹

右件の錢者、料を給はらむ時に、數〔に依りて〕本利并せて將に進上せむ。仍りて事の状を注して謹みて解す。

寶龜三年二月廿四日

（自署）償 倭部益国

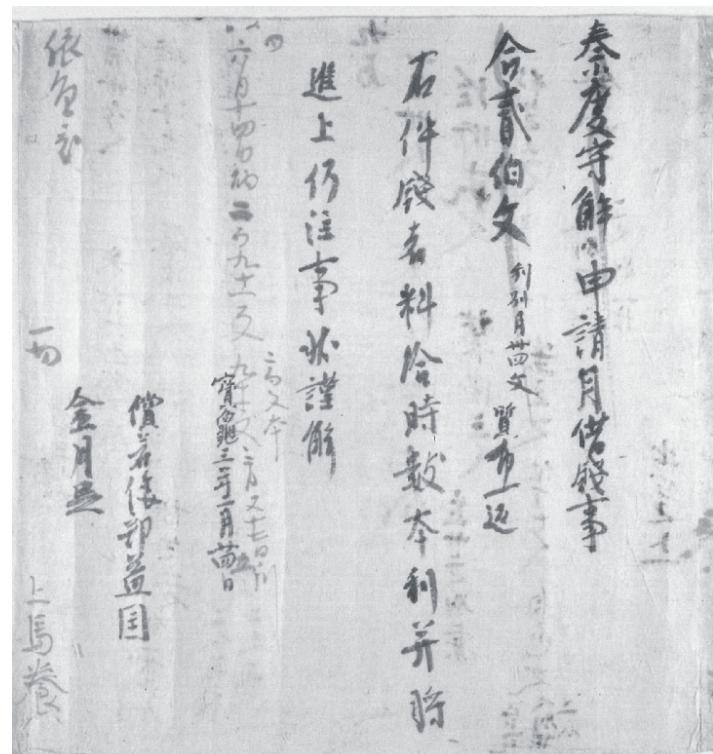
金月足

〔員に依りて充てよ 一切 上馬養〕

〔別筆一・朱〕
〔司〕

〔返済証・朱〕
六月十四日を以て二百九十一文を納む。△二百文は本。九十一文は

三月又十七日の利」



注釈

秦度守 経師。宝龜元年（七七〇）から三年（七七二）に見える。△二百文は本。九十一文は

で若倭部益国の月借錢の償となっている。

貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体「伯」。写真参照。

償 債人。債務者が逃亡・死亡等によって返済不能となつた場合に支払保証をする。ここでは若倭部益国と金月足が債務者となつてゐる。「保人」

（207）は債務者が逃亡した場合に代わつて支払い保証をする（雜令19）。

若倭部益国 経師。校生。疏生。舍人。月借錢解では374に見える。

1の注釈参照。

金月足 絏師。天平勝宝六年、百部法花経を写している。宝龜一年から七年まで、奉写一切経所に出仕した。月借錢解では329 42 52 66 68 83

泰度守解 申請月借錢事
合貳伯文 利別月廿四文 質布一返

司
以六月十四日納二百九十一文二百文奉
寶龜三年二月廿四日
三月又十七日利

償若倭部益國

依貞充
一切
金月足 上馬養

91 101 104 に見える。「金」は「今還金（いまかへりこむ）」（万葉集卷十
三一三三二二）のよう、「來む」の音仮名として用いられているの
で、「こむ」と読んだ。
別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順
は「月別」。1の注釈「毎月」および補注参照。
布一匹 匹は疋に同じ。絹絶の丈量単位。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給時 1、4の注釈および補注参照。
將進上 「まさに進上せむ」と読む。1の注釈参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」
のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

廿四日 「四」の横に朱で「五」と訂正してある。貸し付ける日が一
日遅れたため、貸し出す側が「五」に訂正したものだろう。

一切 貸し出す金の財源を一切経書写事業の予算からまかなうという
覚え書き。

他に「出挙之内」(1458)「司」「布直之内」「雜用内」「綿直内」「知
識分」「常」「私」「信」「穗」「和」「本」「公」「葛井典之」「石勝之」「
上之」「養」等がある。それぞれ、写経所内部での錢の支出用途によ
る区分と思われるものや、個人名の略記かと思われる。

個人名の場合、彼のプライベートな金とする説や、彼が管理して
いる金とする説がある。『日本歴史』五二六号所収 中村順昭「奉
写一切経所の月借錢について」鬼頭清明『日本古代都市論序説』(217
224頁)、『日本經濟史大系1 古代』所収 吉田孝「律令時代の交易」
(379頁)などに詳しい考察がある。

刑部廣濱月借錢解 六ノ二八五 続修二十一一四

訓読文

刑部廣濱譯みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

刑部廣濱譯辭 中諸月備鑑事
合伍百文 每月利六十五文

質物調布來端

右件在付錢者當料給日將進上付

注狀謹申

寶龜三年二月廿九日

注釈

「員に依りて充てよ」

司

上馬養

「四月十二日を以て五百八十八文を納む。〈五百文は本。八十八文は
利〉」

「員に依りて充てよ」
（送消費錄・未）
右件の錢者料を給はらむ日に當りて將に進上せむ。仍りて状を注し
て謹みて申す。

寶龜三年二月廿九日

刑部廣濱 裝潢。4で五百文借り、13で八木宮主の債人、54で大伴真尋の債人、57で壬生廣主の債人となり、58で八木宮主、箭集笠麻呂、葦浦継手とともに四人同心して合計二貫四百文、彼自身は一貫文借り、83で八木宮主の債人となっている。106で五百文借りている。

毎月 一月につき、一月あたりの意。月借錢解中、「毎月」は6例

(43 44 46 69 70 71) ある。

同じ意味で、「別月」が10例(13 18 22 28 34 37 46 61 75)、「月別」が

9例ある(13 14 30 41 43 58 60 74 83)。補注参照。

参端 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』(1905年)「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形」参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當料給日 「当」はちょうどその時にという意味を表す前置詞。「料

刑部廣濱謹解 申請月借錢事

合伍佰文 每月加利六十五文 質物調布參端

右件錢者、當料給日將進上、仍注狀謹申、

寶龜三年二月廿九日

*
依貞充

司

上馬養

以四月十二日納五百八十八文五百文半
八十文利

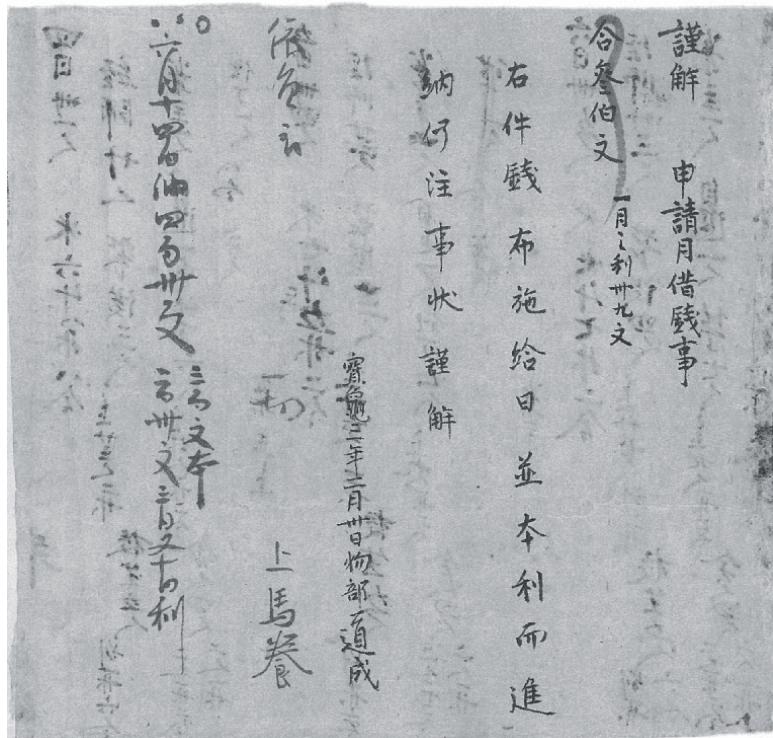
「給日」は料をいただく時にの意。語順は目的語が上に来て「給料時（日）」となるのが正格であるが、目的語が「給」の上に来る語順が定型表現となっている。月借錢解中、「当料給日」（47 94 98）「当料給時」（104 49 59 95 97 103 106）、「当冬衣服給」（9）、「当布施給時」（71）、「当布施時」（101）、「料給時當」（26 32）、「料給當時」（39）、「當於料給日」（65）、「望料給時」（21 28 34 37 86）、「望布施給時」（61）、「到夏衣裁給」（27）、「至料給日」（30 50）、「至料給時」（44）などの例がある。補注²参照。

将進上 「まさに進上せむ」と読む。1の注釈参照。

司 造東大寺司。貸し出す金の財源を示している。3の注釈「一切」

参照。

物部道成月借錢解 六ノ二八五ノ二八六 続修後集二十一三



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて參伯文 〈一月之利は卅九文〉

右件の錢は布施を給はらむ日に本利並(あは)せ而進納せむ。仍りて事の状を注して謹みて解す。

(別筆・朱)
〔員に依りて充てよ
一切 上馬養〕

〔六月十四日を以て四百卅文を納む。〔三百文は本。一百卅文は三月又十日の利〕」

注釈

参伯文「參」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』(1905年)「文字の形と語の識別—「參」の二つの字形」参照。併も一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

布施 写経所での報酬は「布施」(5 29 42 61 62 71 101 301)、「布施料」(12 58 59 63 65 74 83 85 86 94 95 96 97 98 103 106 107)、「施料」(80)、「料」(1 3 4 7 10 11 13 21 25 26 28 30 32 34 37 39 41 43 44 46 49 50 53)という。

並本利而 本も利も両方とも、の意なら「本利並」が正格の語順(28 52 102)。「並」が「并」の誤りならばこの語順で正しく、本利并せての意となる。1の注釈「本利共備」および2の注釈「本利并」参照。

「而」は日本語の接続助詞「とて」を漢字で表記したもの。漢文としては不用。

謹辭 申請月借錢事

合參伯文 一月之利卅九文

右、件錢布施給日、並奉利而進納、仍注事狀、謹辭、

寶龜三年二月廿日物部道成

一切 上馬養

以六月十四日納四百卅文

三百卅文奉
三月又十日利

* 続修後集二十一第3紙～第5紙、第7紙～第13紙 左右の端に
「養」の継目裏書が僅存している。(八木書店『正倉院古文書影印集成』
解説による)。「養」は「上馬養」の「養」。

一切 貸し出す金の財源を一切経書写事業の予算からまかなうことを
示す覚え書き。3の注釈「一切」参照。
もののべのみちなり
物部道成 経師。宝亀元年から同三年に見える。

念林老人月借錢解 六ノ三一二～三一三 続修後集二十一四

〔訓読文〕

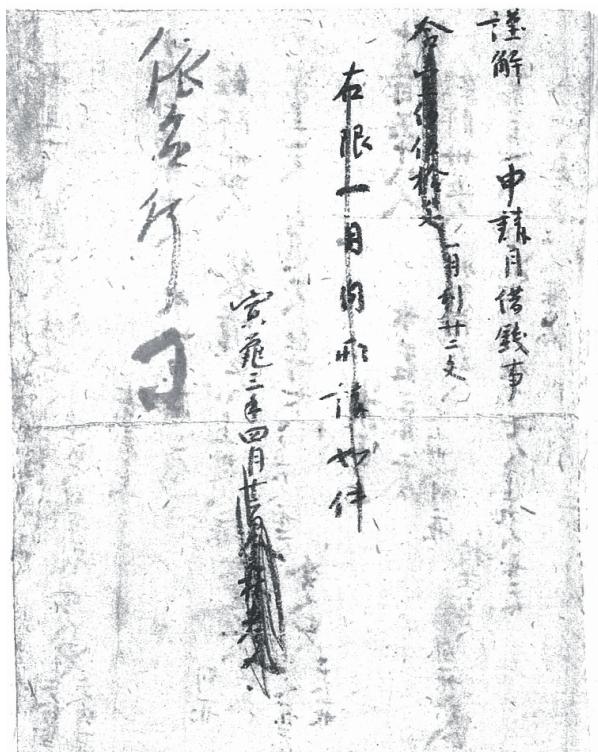
謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹伯伍拾文（「一月の利は廿二文」）

右は一月の内を限りて請ふ所件の如し。

寶龜三年四月十二日 念林老人

〔員に依りて行へ 司〕



〔注釈〕

壹伯伍拾文 「伯」の字体は一画少ない字体。写真参照。

念林老人 経師。天平十一年から宝龜六年まで見える。宝龜元年に念林宅成を経師として貢進した。月借錢解では66475に見える。

司 造東大寺司。貸し出す金の財源を示している。3の注釈「一切」参照。

*三行にわたって朱抹にかかり、返済記録がないので、何らかの理由で月借錢解として機能しなかったかと考えられる。

謹解 申請月借錢事
合壹伯伍拾文（一月利廿二文）
右限一月内、所請如件、

依貞行 司

寶龜三年四月十二日 念林老人

訓読文

巧清成謹みて解す。 借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢伍佰文 〈利は毎百に一月に十三文〉

右件の錢は料を給はらむ日に當りて本利儲備して將に進上せむ。仍りて状を錄して謹みて以て申す。

寶龜三年四月十三日

證 敢臣男足
證 他田嶋万呂

〔別筆・朱〕
員に依りて下し充てよ

司」

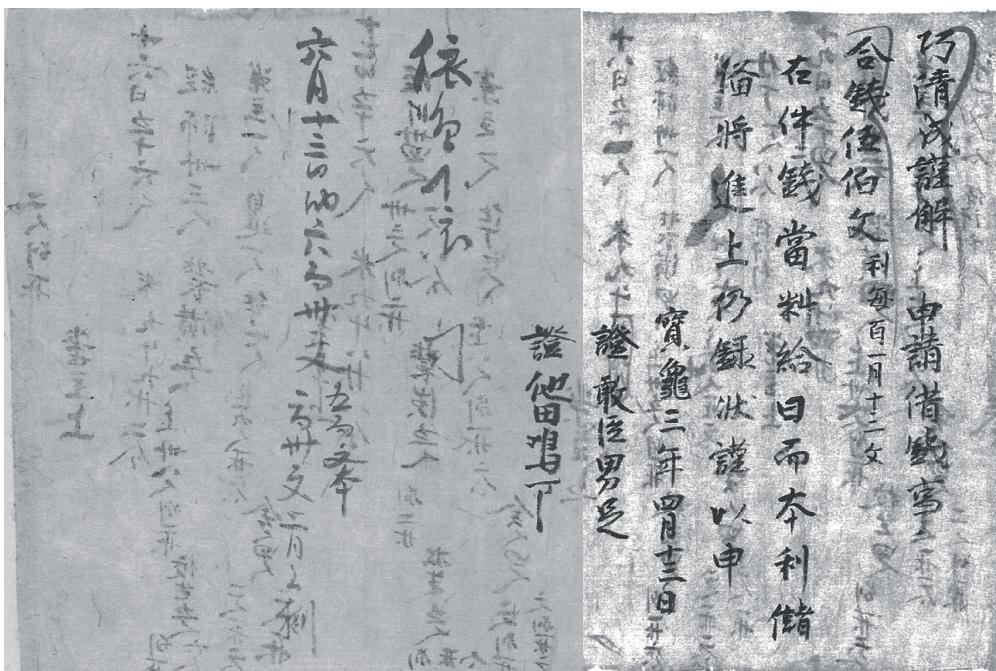
六月十三日 六百卅文を納む 〈五百文は本。一百卅文は二月之利〉

注釈

巧清成 〔返済記録・朱〕
工清成・巧淨成にもつくる。宝龜二年四月から七年五月まで、奉写一切経所の經師として名が見える。月借錢解では710 20 38 79 87に見える。聖語藏一切經奥書により、校經に従つたこともわかる。

伍佰文 「百」の字体は一画少ない字体。写真参照。

每百 百文ごとに、百文につき、百文あたり、の意。月借錢解中、「每百〔文〕」が7例（738 57 66 68 91 101）ある。同じ意味で「百〔文〕別」が18例、（915 20 21 26 27 35 44 48 65 67 72 87 96 98 103 106 107）、「別百〔文〕」が8例あり（23 49 59 94 97 100 102 105）、一貫ごとに、の意味でも「貫別」（62）、「別貫」（42）の例がある。正格の漢文の語順としては、「毎〇」「〇別」が正しい。補注1参照。

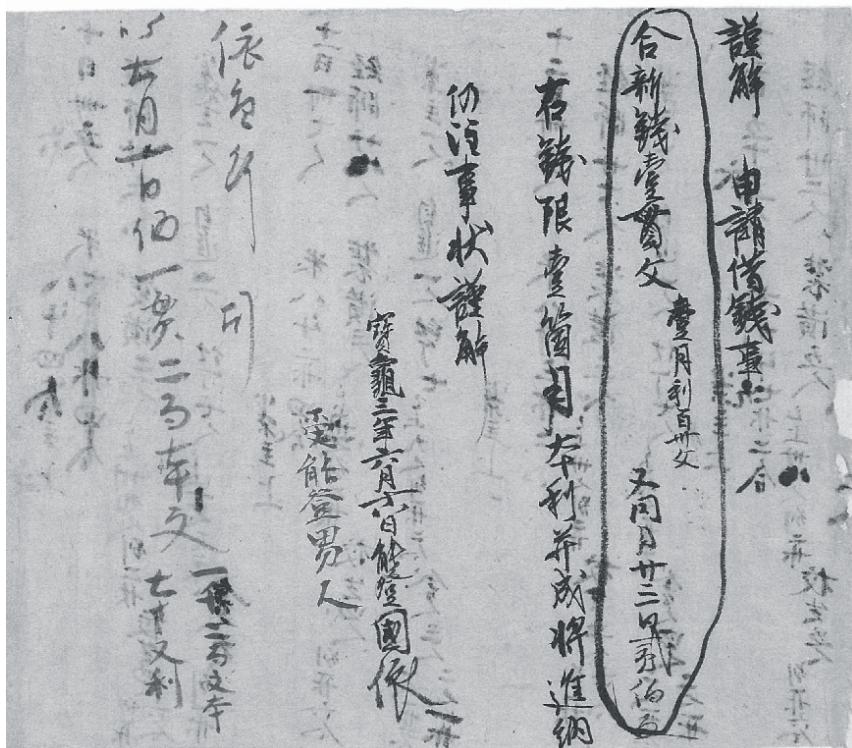


訓読文

謹みて解す。借錢を請ふ事を申す。

合はせて新錢壹貫文〈壹月の利は百卅文〉

右の錢は壹箇月を限りて本利并せ成して將に進納せむ。仍りて事の状を注して謹みて解す。



寶龜三年六月十八日自署「能登國依」

「受自署能登男人」

「員に依りて行へ 司」

又 同月廿三日貳伯文

〔送済銀未〕七月一日を以て一貫二百七十文を納む一千二百文は本。七十文は利

注釈

「箇」の字を『大日古』は異体字におこしているが、ここは

「箇」

新錢 天平神護元年(765年)万年通宝にかわって神功開宝が発行され

た。旧錢に対して新錢は十倍の価値があるものとされた。

本利并成 「並成本利」が正格の語順。2の注釈および1の注釈「本

利共備」参照。

能登國依 白丁。画師。天平宝字四年に東大寺写経所に上日した記録

が見える。

能登男人 画師。天平勝宝四年(宝字四年)とこの借錢解に名が見える。

國依が署名して請うた錢を受け取っているのでこの二人は親族かと思われる。

司 造東大寺司。貸し出す金の財源を司の予算からまかなうという意

○能登國依月借錢解正倉院文書

(續修後集二十)

謹解 申請借錢事

合新錢壹貫文

壹月利百卅文又同月廿三日貳伯文

右錢限壹箇月、奉利并成、將進納、仍注事狀、謹解、

寶龜三年六月十八日能登國依

愛能登男人

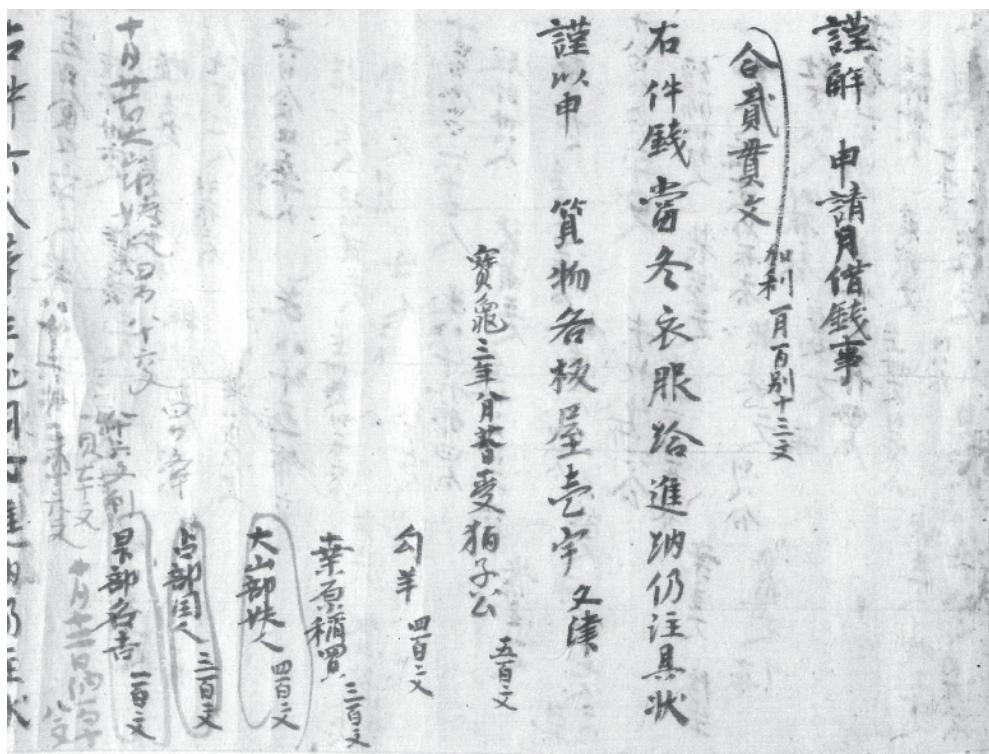
依貞行 司

以七月一日納一貫二百七十文

一千二百利文半
七十文利文半

味。1の注釈「司」、3の注釈「一切」参照。

9 狛子公等月借錢解 六ノ三九〇～三九一 続修二十一～五



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貲文 〈利は一月に百別に十三文を加ふ〉

右件の錢は冬の衣服を給はらむに當りて進納せむ。仍りて具さに状を注して謹みて以て申す。質物は各板屋壹宇 〈久津〉

寶龜三年八月廿九日 受 狛子公 〈五百文〉

勾羊 〈四百文〉

桑原稻買 〈三百文〉

大山部妹人 〈四百文〉

占部国人 〈三百文〉

早部名吉 〈一百文〉

右件の六人等生死同心にて進納せむ。仍りて状を注して謹みて以て解す。

一員に依りて行へ 〈一千五百文は石勝之。五百文は上之〉

十月十一日に一千三百五十二文を納む。
〔返済額一・未〕

狛子公五百六十一文

〈五百文は本。六十一文は利。未納廿六文〉

勾羊四百五十二文

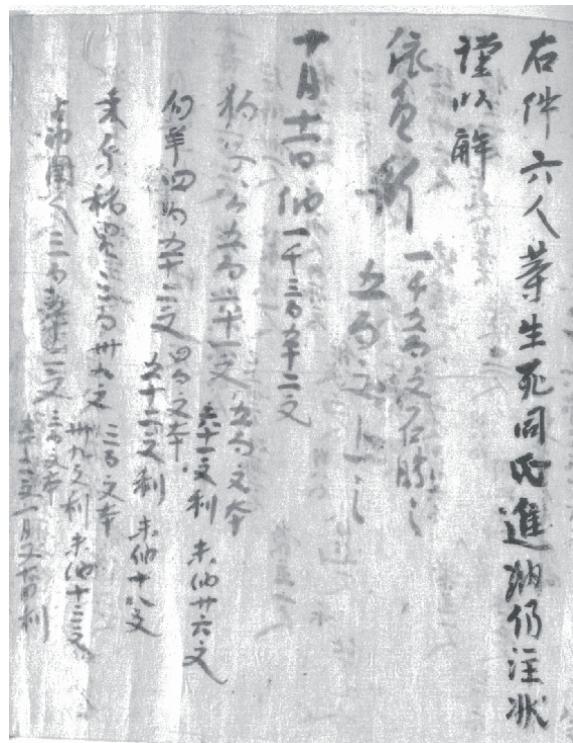
〈四百文は本。五十二文は利。未納十八文〉

桑原稻買三百卅九文

〈三百文は本。卅九文は利。未納十三文〉

占部国人三百五十二文

〈三百文は本。五十二文は一月又十日の利〉



注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當冬衣服給 冬の衣服を給わる時になつたら、の意。官人は官位に応じて季禄すなわち春夏の禄を二月に、秋冬の禄を八月に給せられた（禄令2）。18 27 60 参照。補注「料給時」参照。

泊子公 79（宝龜三年九月）で針間父万呂の月借錢の証人となつてい

る。他に見えるのは『大日古』中ここのみ。

勾 羊 木工。天平宝字六年一月（十五ノ一五〇）に見える。

桑原稻買 名が見えるのはここのみ。

大山部妹人 名が見えるのはここのみ。「妹」字については中川ゆかり

り「妹」字考—「セ」を表わす文字』『萬葉』第二百三号所収 参照。

占部国人 経師。宝龜三年四月（六ノ三一五）上馬養が記した「月借錢請人歴名」の中にも名が見える。國の字は、くにがまえに王。写真

参考。

旱部名吉 宝龜四年四月（27）の月借錢解にも見える。吉の字は一

画目より三画目の方が長い。写真参照。

右件六人等生死同心 右に挙げた六人が連帶責任を負うこという。

月借錢解中、「二人生死同心」（201 202）、「二人同心」（14 15 47 51 93）、「三人同心」（79）、「二人等生死同心」（61）、「二人同心死生無闕」（15）、「二人死生同心」（45）、「三人死生同心」（203）、「四人同心」（58 97）（請人等生死同心結」（85）、「六人等生死同心」（9）、「生死不論同心」（12）

一十月十一日に百十八文を納む。」

（返済日録2・未）
（返済日録3・未）
一十月廿一日、大山部妹人、四百八十六文〈四百文は本。八十六文は

利。見七十文。未十六文〉」

謹解 申請月借錢事

合貢文
加利一月百別十三文

有件錢當冬衣服給進納、仍注具状謹以申、質物各板屋壹亭 久淺

寶龜三年八月廿九日受猶子公五百文

勾羊 四百文

桑原稻買 三百文

大山部妓人 四百文

占部国人 三百文

口下部名吉 一百文

右件六人等、生死同心進納、仍注狀謹以解、

依貞行 一千五百文 石勝之

* 十月十一日納一千三百五十二文

猪子公五百六十一文 六百文 李利未納廿六文

勾羊四百五十二文 四百文 李利未納十八文

桑原稻買三百卅九文 三百文 李利未納十三文

占部国人三百五十二文 三百文 李利未納十文

「（若有此中一人闕）留人等同心」（48）等の表現がある。「二人同意」（59）ともする。月借錢解以外にも、「五人同心」（『大日古』五ノ六一、十五ノ三六〇再録）「右件參人生死同心」「右二人生死同心而（『大日古』十二ノ三一一～三一二）（『大日古』十五ノ三五八）「二人同心」（『大日古』五ノ二三九～二四〇）などがある。いずれも二人なり三人なり、誰々かを明記してそれらの人々が連帶責任を負っていることを表す。『万葉集』卷十六一三七九七番に「死藻生藻同心迹結而為」とある。「同心」は、懷風藻、日本書紀、続日本紀、日本靈異記、今昔物語集等に見える。詳しく述べる。

補注参照。

一千五百文 石勝之。五百文 上之 いはかつなり かみなり

千五百文は石勝、五百文は上馬養であることを示している。彼らのプライベートな金なのか、彼らの管理下にあつた金という意味なのかは分からぬ。3の注釈「一切」参照。

見 現にあるの意。八十六文の利息の内、現に七十文返済し、いまだ十六文は返済していない。

* 返済記録2は早部名吉の署名の左側にある。早部名吉の返済記録である。
* 返済記録3は連署の後ろの余白に書き込まれている。

訓讀文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫漆佰文へ一月に百文別に各おの十三文を加へて進上せむ

巧清成一貫文質は布四端

右の錢は料を給はらむ時に當りて本利并せて員に依りて將に進納せ
む。仍りて状を注して以て謹みて解す。

〔別筆・朱〕
「同日を以て壹貫を下す」
ふぢゐのさくわんなり
葛井典之

上馬養

右錢庫料給賜奉制并依直將進

後漢狀以諱解

卷之三

寶龜三年十月五日

卷之三

卷之三

樂府一卷
清江馬公

一貫文 「一貫文」を朱で消して右に朱で「五百文」と訂正している。借金の申し込みは一貫文だったが、貸し出す側で五百文に減額したのである。「常乙足 漆伯文」と「合はせて壹貫漆伯文」は訂正されて

漆 「漆」は「七」の大字。「𠙴」は一画少ない。字体は写真参照。
巧清成 経師。工清成・巧淨成にもつくる。7 10 20 38 79 87に見える。

注釈

〔返済記録3・朱〕
「四月五日を以て一百六十文を納む。五百文の四箇月の利。」
〔返済記録3・朱〕
「四月六日を以て七百六十文を納む。五百文は本。二百六十文は四月の之利。」

- 28 -

謹解 申請月借錢事

二人合わせて、「同日を以て壹貫を下す」と上馬養が記録していると
おりである。

合壹貫^{*}凍伯文^{*}
〔五百文〕
常乙足^{*}凍伯文^{*}
〔五百文之利〕

巧清成

一貫文

質布四端

常乙足^{*}凍伯文^{*}
〔五百文之利〕

質布二端

〔五百文之利〕

右錢當料給時、奉利并依貞將進納、仍注狀、以謹解、

寶龜三年十二月五日

以同日下壹貫

葛井典之

上馬養

常乙足 経師。名を弟足にもつくる。宝亀元年～四年に見える。月
借錢解では10 25 32 39に見える。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

葛井典^{*} 葛井連荒海^{*} 天平勝宝二年に造東大寺司に出仕。天平宝

字八年以降、造東大寺司主典として判を加え、自署した例が多くある。
宝亀四年から六年まで造東大寺司少判官正六位上としての署名が見ら
れる。自署する場合は「葛井主典」としている。

ここは、上馬養がこの借錢の判許に関わるものとして葛井荒海の名
を記したもので「主」が抜けている。月借錢解中、上馬養が借錢の財
源または返済金の収納先として葛井荒海の名を記録する場合、「主典」
としたものは1例もない。「葛井典之」としたものが17例、「葛井典」
が9例、「葛井」が4例、「葛」が2例、「葛井之」が1例である。3
の注釈「一切」参照。

* 返済記録1と3は「巧清成」の右下に書かれている。

* 返済記録2は「常乙足」の下に書かれている。

補注

1 「毎」と「別」

月借錢解では、利息を「月につき、百文につきいくらと明記するのに、

「毎月」(4 33 44 69 70 71)

「毎百〔文〕」(7 38 57 66 68 91 101)

のように「毎」を用いる場合と

「月別」(13 14 30 41 43 58 60 74 83)

「別月」(1 3 18 22 28 34 37 46 61 75)

「百〔文〕別」(8 9 15 20 21 26 27 35 44 48 65 67 72 86 96 98 103 106 107)

「別百〔文〕」(10 23 49 59 94 97 100 102 105)

のように「別」を用いる場合がある。(98は「別一百」)

一貫につき、の意味でも

「貫別」(62)

「別貫」(42)

の例がある。

なお、18は「百文錢別月十五文」で、「百文錢に別月に十五文」と
読んだ。10は「一月別百文各十三文」で、「一月に百文別に各おの十
三文」と読み、「月別」の数には入れなかつた。

漢文としては、「毎」「「別」」が正格の語順である。漢文では、

「別」は「北齊書」に少し例が見られるが、「毎」の方がこなれた表現と考えられ、史書では「別」の例が少ない。漢訳仏典にも「別」はほとんど出てこない(松尾良樹先生「教示」)。しかし、月借錢解ではむしろ「別」の例の方が多い。ただ、月借錢解では「毎」の語順を誤った例はないが「別」の語順を逆にしたものばかりあり、

「毎」の語順にひかれたかと思われる。正倉院文書全体では、一人につき、「升」につき、など単価を記す表現は非常に多いが、「人別」「升別」等の語順を誤る例はほとんどない。月借錢解において、「別」の語順を「別」とする率がなぜ高いのかについては、次のような理由が考えられる。すなわち、正倉院文書の中で「人別」「升別」などの単価を記す表現は帳簿などに多く、これらはそれなりの書記能力のある事務官が書いたものであるため間違いがほとんどない。ところが、月借錢解は借錢の申し込みをする個々人が書いたものであるため、個人の書記能力によってばらつきが出るのはないだろうか。

万葉集には、「川之瀬毎」(2157)「渡瀬毎」(2074)「渡瀬別」(1307 3128)
「波夜伎瀬其等尔」(4023)「可波乃瀬其登尔」(4062)のような例があり、

「毎」も「別」もいずれも「ごとに」と読んでよいと思われる。また「乞泣毎」(210)「乞哭別」(213)(いずれも「こひなくごとに」と読む)の例からも、「毎」と「別」とは使い分けていない。「毎年・毎日・毎見」の三語だけは二字熟語として定着しているらしく、いつも「毎」が上に来るが、その他は「毎置・毎吹・毎夜」が一例ずつあるのみであとはすべて「朝夕毎・出見毎・将見毎」等、日本語の語順で用いている。

2 受 相受 専受 請 專請 紿 專給 專

月借錢解では、標記の錢を誰が借りたか明記するのに次のよう表現がある。

「受」(8 9 16 19 33 72 203)

「相受」(16 35)

「專受」(2 21 36 37 49 52 66 68 74 90)(68は「專受人」)

「請」(43)

「專請」(25 30 46 57) (57は「專請人」)

「給」(1 73)

「專給」(32)

「專」(53)

「受○○」は○○が受け取ったの意、「相受○○」は日付の下に署名した人とともに連帯して○○が受け取り、連帯して返済義務を負うことを表す。「専受○○」は、○○が一人でその錢を受け取り、一人で返済義務を負うことを表す。「請」は「受」と同じく受け取ったという意味で、どちらも「うく」と読む。「専受人」「専請人」は、音読みした可能性もあるが、「もはらうくひと」と訓読したかとも思われる。「給」は「たまはる」でいただく、受け取るの意である。「受」に比べて例が少ないが、「給」を用いたのは、2例とも当麻鷹養(宅養)である。

「専○○」は「受」「請」などを書き落としたか、または、定型表現なので省略したものだろう。要は、「専」なのか「相」なのかがわかればよいのである。ここから考えると、²⁰²の

「高屋連兄勝

相妻笑原本木女」の「相」も、高屋連兄勝とその妻笑原本木女が連帯して出挙錢を借り、連帯して返済義務を負うことを表していると考えよいだろう。字配りとしては、「高屋連兄勝」と「妻笑原本木女」とが一字下げで揃ってその上に「相」がつくべきであるが、先に書いた「高屋連兄勝」が紙の上端から書いてしまったため、写真のような字配りになつたものであろう。

3 返済期限を示す表現

月借錢解のなかでは、返済期日を示すのに次のような表現がある。

「料給時」(1 3 10 11 21 26 28 32 34 37 44 47 49 59 80 86 95 97 103 106)

「料給日」(4 7 25 30 43 50 53 57 58 65 85 94 96 98 107)

「料」は、写経などの仕事に対する報酬・手当で、具体的には布または錢である。「料」の他には、「布施」「冬衣服」「夏衣」「料布」などがある。将来支給される予定の報酬や手当を担保にして借りるということである。

「料給時」「料給日」は「料を給はらむ時(日)」と読んでよいと思われる。語順は目的語が上に来て「給料時(日)」となるのが正格であるが、目的語が「給」の上に来る語順が定型となっている。ここからは、「料給の時(日)に」と音読した可能性も考えられる。しかし、

「施 料給時」(80) (施 料を給はらむ時に)

「布施給日」(5) (布施を給はらむ日に)

「望布施給時」(61) (布施を給はらむ日を望みて)

「到布施給時」(62) (布施を給はらむ時に到りて)

「當布施給時」(71) (布施を給はらむ時に当たりて)

「當冬衣服給」(9) (冬衣服を給はらむに当たりて)

「十月内冬衣服給」(60) (十月の内に冬の衣服を給はりて)

「至夏衣裁給」(27) (夏の衣服を裁ちて給はらむに至りて)

なども、正格の漢文の語順では、「給」の下に来るべき目的語が「給」の上に来ており、これらは、音読しにくくように思われる。

「右件錢者給料本利具備將進上」(74)

これは、目的語である「料」が下にきており、例外的に正格の漢文の語順となっている。しかし「本利具備」は「具備本利」が正格の漢文の語順である。また、

「給」の代わりに「賜」を用いた例が月借錢解中²例ある。

「賜料進納。」(13)

「賜料布依數進上。」(83)

これらは正格の語順となっており、「賜」は目的語の上に来ることが定着していたかと思われる。「料をたまはりて」「料の布をたまはりて」と読んでよいだろう。

【当・限・望・到・至・於・當於】

返済期限を示す表現としては、「料給時」または「料給日」の上に

「当」「限」が来ることが多い。

「当」はちょうどその時にという意味を表す前置詞である。「限」も

限定する意味の本動詞ではなく、前置詞用法である。それぞれ、「の

時(日)に当たりて」「の時(日)を限りて」と読んでよいだろう。

他に、「望」「到」「至」「於」「當於」(65)がつくこともある。これ

らも「当」と同じく、ちょうどその時にという意味を表す前置詞であ

る。それぞれ、「の時(日)を望みて」「の時(日)に到りて」「の時(日)に至り

て」「の時(日)に於いて」または「の時(日)於」と読んでよいだろう。

「料給當時」(39)

「料給時當」(32)

は「当料給時」とあるべき語順を、日本語の語順にひかれて誤ったものであろう。

「給於料日」(46)

は、語順が正格ではないが、「料を給はらむ日に」と表現しようとしたのである。そのほかには、

「限布施時」(42) (布施の時を限りて)

「当布施時」(101) (布施の時に当たりて)

のように「給」のつかないものや、

「右件錢者料給本利并將進納」(41)

のように「時(日)」のつかないものもある。「料を給はりて本利并せ

て」と読めるが、「料給」・「本利并」いずれも日本語の語順である。

返済期限を、期間を限つたり、期日を限つたりして定める場合には、

次のような表現がある。

1 借用期間を表す表現

「限○箇月」

「限一〔壹・二・三〕箇月」(8 19 33 51 52 55 67 75 79 81 84)

「限○箇月内」「限○箇月之内」

「限一〔壹・二・三〕箇月内」(38 68 70 91 105)

「限二箇月之内」(1)

「限○月」

「限一月」(35)

「限○月内」

「限一〔二〕月内」(6 16 20 56 89)

「限廿日許」(17) (「許」は概数を表す)

「限今月内」(31)

2 期日を限る表現

「限來十二月上旬」(48)

「來五月之内」(24)

これらは、すべて、正格の語順である。ただ、二例のみ、日本語の語順に惹かれた表記ものがある。

「一月限」(206) 「十月限」(72)